

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

3月26日（水）

○開会及び開議	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○報告第 1 号 例月出納検査結果報告	6
○管理者の挨拶	7
○議案第 1 号 令和7年度大里広域市町村圏組合一般会計予算	9
○議案第 2 号 令和7年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について	9
○議案第 3 号 令和7年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について	9
○議案第 4 号 令和7年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について	9
○議案第 5 号 令和7年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について	9
○議案第 6 号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算	9
○議案第 7 号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について	9
○議案第 8 号 令和7年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について	9
○議案第 9 号 令和7年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について	9
○議案第 10 号 令和7年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担	

	担金について……………	9
○議案第11号	令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）……………	22
○議案第12号	令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	22
○議案第13号	大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………	24
○議案第14号	大里広域市町村圏組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例……………	24
○議案第15号	大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を求める条例の一部を改正する条例……………	24
○議案第16号	大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について……………	26
○日程の追加……………		27
○議提議案第1号	大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例……………	28
○閉会……………		29

大里広域市町村圏組合告示（乙）第14号

令和7年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和7年3月19日

大里広域市町村圏組合

管理者 小林 哲也

記

- | | | |
|---|-----|-------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和7年3月26日（水）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議会棟 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1 番	臼 杵	健	議員	2 番	川 田	勝 巳	議員
3 番	小 林	國 章	議員	4 番	白 根	佳 典	議員
5 番	新 島	一 英	議員	6 番	権 田	清 志	議員
7 番	小 鮒	賢 二	議員	8 番	黒 澤	三 千 夫	議員
9 番	三 浦	和 一	議員	10 番	福 島	秀 樹	議員
11 番	湯 本	哲 昭	議員	12 番	山 出	秀 明	議員
13 番	清 水	健 一	議員	14 番	五 間	く み 子	議員
15 番	高 田	博 之	議員	16 番	鈴 木	詠 子	議員
17 番	原 口	孝	議員				

不応招議員（なし）

○会 期 3月26日

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 (報告第 1号) 例月出納検査結果報告(令和6年度9月分から1月分まで)
(報告～了承)

日程第4 管理者の挨拶

日程第5 (議案第 1号) 令和7年度大里広城市町村圏組合一般会計予算
(議案第 2号) 令和7年度大里広城市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
(議案第 3号) 令和7年度大里広城市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
(議案第 4号) 令和7年度大里広城市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について
(議案第 5号) 令和7年度大里広城市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について
(議案第 6号) 令和7年度大里広城市町村圏組合介護保険特別会計予算
(議案第 7号) 令和7年度大里広城市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について
(議案第 8号) 令和7年度大里広城市町村圏組合事務費等の市町別負担金について
(議案第 9号) 令和7年度大里広城市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について
(議案第10号) 令和7年度大里広城市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について
(上程～採決)

日程第6 (議案第11号) 令和6年度大里広城市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
(議案第12号) 令和6年度大里広城市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)
(上程～採決)

日程第7 (議案第13号) 大里広城市町村圏組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
(議案第14号) 大里広城市町村圏組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条

例

(議案第 15 号) 大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例

(上程～採決)

日程第 8 (議案第 16 号) 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

(上程～採決)

日程第 9 (議提議案第 1 号) 大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

(上程～採決)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (17 名)

1 番	臼 杵	健	議員	2 番	川 田	勝 巳	議員
3 番	小 林	國 章	議員	4 番	白 根	佳 典	議員
5 番	新 島	一 英	議員	6 番	権 田	清 志	議員
7 番	小 鮪	賢 二	議員	8 番	黒 澤	三 千 夫	議員
9 番	三 浦	和 一	議員	10 番	福 島	秀 樹	議員
11 番	湯 本	哲 昭	議員	12 番	山 出	秀 明	議員
13 番	清 水	健 一	議員	14 番	五 間	く み 子	議員
15 番	高 田	博 之	議員	16 番	鈴 木	詠 子	議員
17 番	原 口	孝	議員				

○欠席議員 (なし)

○説明のための出席者

管 理 者	小 林	哲 也
副管理者	小 島	進
副管理者	峯 岸	克 明
事務局長	高 橋	千 春

事務局
事務局長兼
総務課長

野 中 護

介護保険
課長

斉 藤 公 彦

業務課長
兼熊谷
衛生セン
ター所長

備 前 島 弘 賢

建設準備
課長

清 水 保 之

○事務局職員出席者

総務課
副課長

柳 澤 訓 賀

主 査

清 水 正 史

主 査

鈴 木 学

主 任

里 見 悠 佑

午後 1時56分 開 会

△開会及び開議の宣告

○黒澤三千夫議長 出席議員が定足数に達しましたので、令和7年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、皆様をお願い申し上げます。議事録を作る関係上、発言の際におきましては、マイクの使用をお願いいたします。議員の皆様の手元には、事務局のほうでお届けしますので、マイクを受け取ってから発言をお願いいたします。

△諸般の報告

○黒澤三千夫議長 本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付いたしましたとおりです。

なお、議案説明のため、管理者を初め関係者の出席を求めています。

開会前、お手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程、以上1件であります。

△会議録署名議員の指名

○黒澤三千夫議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

10番 福島秀樹 議員

11番 湯本哲昭 議員

以上の議員をお願いいたします。

△会期の決定

○黒澤三千夫議長 次、日程第2、会期の決定。会期の決定につきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、御協議願いましたところ、本日1日ということでありましたので、そのように決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△報告第1号 例月出納検査結果報告

○黒澤三千夫議長 次、日程第3、報告第1号 例月出納検査結果報告（令和6年度9月分から1月分まで）を議題といたします。

御質疑等がございましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第1号 例月出納検査結果報告（令和6年度9月分から1月分まで）について、報告のとおり了承することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、報告第1号は報告のとおり了承することに決定いたしました。

△管理者の挨拶

○黒澤三千夫議長 次、日程第4、管理者の挨拶。

小林管理者、お願いいたします。

○小林哲也管理者 それでは、改めまして、皆さんこんにちは。管理者の小林哲也でございます。開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には、年度末、御多用の中にもかかわらず御健勝にて御参会を賜り、令和7年度の当初予算を初め当面する諸案件につきまして御審議いただけますことは、広域行政の進展にとりまして誠に喜びに堪えないところでございます。

さて、2025年はアメリカ合衆国の新政権の誕生で幕を開けましたが、保護主義等な政策運営を掲げており、我が国の今後の景気動向に大きな影響を及ぼしかねない状況と認識をしております。

一方、国内では、昭和としては100年であり、戦後80年といった節目の年を迎えます。戦後復興を経て比類なき成長を遂げた我が国であります。前例のない人口減少や急激な物価上昇による平穏な生活を脅かす諸問題に直面しております。我が国の経済が、今後も持続的に成長する構造に移行できるかの岐路に立っていると考えております。

地方行政に目を向けますと、県内では焼却施設の火災や下水道設備の損傷により、市民生活が脅かされる事案が発生しております。これを対岸の火事とせず、地域の安全と安定を確保するためにも、関係市町との対話を行い、建設的な協力関係を構築してまいり所存でございますので、議員皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、組合事業の近況につきまして御報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、2月末現在、合計10万9,631トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと約200トン、0.1%の減となっております。

次に、不燃ごみ処理でございますが、2月末までの大里広域クリーンセンターへの搬入量は約6,668トンで、昨年同時期と比較いたしますと約247トン、3.5%の減となっております。

また、次期ごみ処理施設の整備につきましては、令和４年度から３年契約で実施してまいりました新施設整備に係る各種業務が最終年度となるため、成果品のまとめを行っているところであります。

次に、介護保険事業でございますが、２月末までの介護認定審査会の審査件数は１万３,６４５件で、昨年同時期と比較いたしますと９８０件の増加となっております。また、今年度は第９期介護保険事業計画の初年度でございますが、現在計画に沿って順調に推移いたしております。今後もより効果的な運営に心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、今定例会に提案いたします議案につきまして概要を申し上げます。

初めに、議案第１号から議案第１０号まででございますが、令和７年度の予算議案１０件でございます。厳しい財政状況の中、歳出予算の抑制に努めながら組合事業を円滑に推進することを基本といたしまして、予算措置を行ったものでございます。

それでは、予算案の概要につきまして申し上げます。

一般会計は、総額４７億５,７６８万２,０００円で、前年度と比較し２億４,６４０万４,０００円、５.５％の増となります。増額の主な要因でございますが、可燃物を処理している３施設における工事請負費の増等に伴う衛生費の増でございます。

介護保険特別会計は、総額３５２億４,５３４万６,０００円で、前年度と比較し１０億５,５１５万７,０００円、３.１％の増となります。増額の主な要因でございますが、要介護認定者数の増加による保険給付費の増でございます。

なお、一般会計、特別会計の総額は４００億３０２万８,０００円で、前年度と比較し１３億１５６万１,０００円、３.４％の増となります。

次に、議案第１１号 令和６年度一般会計補正予算（第２号）でございますが、繰越金の決算額の確定に伴い、基金積立金を増額するものでございます。

次に、議案第１２号 令和６年度介護保険特別会計補正予算（第２号）は、令和５年度の保険給付費等が確定したことに伴いまして、市町負担金の精算等を行うものでございます。

次に、議案第１３号から議案第１５号までの一般議案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に基づく一部改正が２件、厚生労働省令等に基づく一部改正が１件の計３件でございます。

最後に、議案第１６号は公平委員会委員の選任に係る人事案件でございます。

詳細につきましては、事務局から御説明申し上げますので、議員皆様におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして御可決賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いをいたします。

○黒澤三千夫議長 ありがとうございました。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

- △議案第 1 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
- 議案第 3 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
- 議案第 4 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について
- 議案第 5 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について
- 議案第 6 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について
- 議案第 8 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について
- 議案第 9 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について
- 議案第 10 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

○黒澤三千夫議長 次、日程第 5、議案第 1 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合一般会計予算から議案第 10 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金についてまで、以上 10 件を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めますので、着座にての説明とさせていただきます。御了承をいただければと思います。

それでは、お願いいたします。

○高橋事務局長 では、すみません、着座にて失礼いたします。ただいま議題となりました議案第 1 号から議案第 10 号について、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第 1 号 令和 7 年度大里広域市町村圏組合一般会計予算について御説明いたしますので、表紙にナンバー 2 と表示のあります一般会計予算書を御覧いただきたいと存じます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条は歳入歳出予算で、総額を 47 億 5,768 万 2,000 円と定めるものでございます。

第 2 条は債務負担行為でございますが、別表により申し上げますので、4 ページをお願いいたし

ます。4 t 深ダンプ購入費 3 台は、大里広域クリーンセンターにおいて、不燃ごみの分別処理後に発生する不燃残渣を外部処理施設へ搬出するために使用する車両の老朽化が著しいことから、更新が必要となりましたが、発注から納車までに 1 年以上を要することから、債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和 8 年度で、限度額は 3,800 万円でございます。

債務負担行為の説明は以上です。

次に、予算の内容について御説明いたしますので、5 ページ及び 6 ページをお願いいたします。総括でございますが、歳入歳出それぞれの合計は、前年度と比較し 2 億 4,640 万 4,000 円、率にいたしまして 5.5% の増でございます。

次に、予算の主な内容について歳出から御説明いたしますので、14 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目議会費、事業名、議会運営経費は、議員報酬等組合議会の運営に要する経費でございます。

次に、15 ページに参りまして、2 款総務費は組合事務局の総務的な運営経費でございます。このうち、1 項総務管理費、1 目一般管理費、事業名、人件費は、次のページにわたりますが、管理者、副管理者並びに事務局長・次長を含む総務課常勤職員 6 人分の給与等並びに会計年度任用職員 2 人分の報酬等でございます。

16 ページに参りまして、事業名、事務局費は、次のページにわたりますが、組合事務局の経常的な事務経費で、システム使用料や事務機器借上料のほか、曙町事務所の維持管理経費が主なものでございます。

次に、18 ページに参りまして、2 項公平委員会費と、次の 19 ページの 3 項監査委員費は、それぞれ委員等の報酬などでございます。

次に、20 ページに参りまして、3 款衛生費は、可燃及び不燃ごみの処理事業に係る経費でございます。このうち、1 項清掃費、1 目清掃総務費は、ごみ処理事業の総括的な経費で、事業名、人件費は、次のページにわたりますが、業務課及び各センター職員の計 17 人分の常勤職員の給与等並びに会計年度任用職員 6 人分の報酬等でございます。

21 ページをお願いいたします。事業名、管理運営経費は、ごみ処理施設の総括的な経費で、10 節需用費の説明欄の上から 3 番目の施設補修費は、ごみ焼却 3 施設の設備等の小規模な修繕等に要する経費でございます。

次に、14 節工事請負費は、ごみ焼却 3 施設の主要設備に係る改修等の経費でございます。

22 ページをお願いいたします。18 節負担金、補助及び交付金の説明欄の一番下の交付金は、事業系一般廃棄物の処理手数料を、ごみ焼却施設が立地する熊谷市及び深谷市に対し、立地交付金として交付するものでございます。

次に、事業名、次期処理施設建設準備事業は、熊谷市及び深谷市の次期ごみ処理施設の建設準備に要する経費で、12 節委託料は環境影響評価等に関し、施設規模の見直しにより必要となる修正業

務委託料でございます。

2目熊谷衛生センター費からは、可燃物及び不燃物の各処理施設の管理運営経費となります。

初めに、2目熊谷衛生センター費の事業名、管理運営経費でございますが、10節需用費のうち、説明欄の一番上の消耗品費は、施設の管理運営に必要な消耗資材等の購入費でございます。

同じく需用費の説明欄の上から3番目の光熱水費、23ページに参りますが、燃料費、一番下の薬剤等購入費は、主に施設運転に必要となります電気、水道の使用料や、排ガス中の有害物質の除去等のための薬剤等の購入費でございます。

同じく説明欄の下から2番目の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、12節の委託料の説明欄の一番上の委託料は、焼却灰等のセメント原料としての資源化や環境分析のための業務委託料でございます。

その下の管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理や焼却灰等を太平洋セメント株式会社熊谷工場へ運搬するための業務委託料でございます。

その下の保守委託料は、各設備の正常な機能を保つための保守点検等の業務委託料でございます。

3目深谷清掃センター費及び25ページにあります4目江南清掃センター費は、それぞれの施設で若干の差異はございますが、支出内容は、熊谷衛生センターと同様、施設の管理運営に要する経費でございます。

26ページをお願いいたします。5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理運営経費の10節需用費の説明欄の上から4番目の施設補修費は、破砕機やペットボトル減容化施設の修繕などに要する経費でございます。

27ページに参りまして、12節委託料の説明欄の一番上の委託料は、中間処理により発生する再資源化できない残渣等について、外部の処理施設等への処理委託料でございます。

次に、その下の管理運営委託料は、施設の運転管理及び有価物回収のための業務委託料でございます。

次に、14節工事請負費は、劣化が著しい破砕機グレート交換や減容化施設手選別コンベア更新などのための経費でございます。

次に、28ページに参ります。4款公債費は、ごみ焼却施設の長寿命化施設整備事業の財源として借り入れた組合債の元金及び利子の償還金でございます。

次に、29ページに参りまして、5款予備費は、不測の支出に充てるため計上するものでございます。

歳出の説明は以上です。

次に、歳入の主なものについて申し上げますので、恐縮ですが、前にお戻りいただき、7ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金は、構成市町からの負担金でございます。このうち、1 目事務費負担金は、議会や事務局運営等の経費に充てるための負担金でございます。

次の2 目衛生費負担金の説明欄の一番上、可燃物処理施設管理運営費負担金は、熊谷、深谷、江南のごみ焼却3 施設の管理運営費に対する負担金、その下の不燃物処理施設管理運営費負担金は、大里広域クリーンセンターの管理運営費に対する負担金、その下の長寿命化施設整備事業費負担金は、組合債の償還経費に対する負担金、一番下の新施設整備事業費負担金は、次期ごみ処理施設の建設準備費に充てるための負担金でございます。これらの負担金の内訳につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、8 ページをお願いいたします。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目衛生手数料は、ごみ焼却施設で受け入れる事業系及び家庭系の一般廃棄物の処理手数料でございます。

次に、9 ページに参りまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金は、次期ごみ処理施設の建設準備費に対し、国から交付されるものでございます。

次に、10 ページをお願いいたします。4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、不燃物処理施設建設基金及びごみ処理施設整備基金それぞれの預金利子でございます。

次に、11 ページに参りまして、5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目ごみ処理施設整備基金繰入金は、ごみ焼却施設の改修工事の財源として同基金から繰り入れるものでございます。

次に、12 ページをお願いいたします。6 款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

13 ページに参りまして、7 款諸収入、1 項1 目雑入の説明欄の上、物品売払収入は、大里広域クリーンセンターに搬入され分別処理をした金属やペットボトル等の有価物の売払収入でございます。

次に、40 ページをお願いいたします。組合格約第15 条第2 項の規定によります市町別負担金について御説明いたします。事務費の市町別負担金でございますが、その負担割合は、均等割が10%、人口割が90%で、人口割は令和6 年4 月1 日を基準日とする住民基本台帳登録人口によるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が4,458 万8,377 円、深谷市が3,365 万2,176 円、寄居町が987 万6,447 円、計8,811 万7,000 円でございます。

以上で議案第1 号の説明を終わります。

続いて、42 ページをお願いいたします。議案第2 号 令和7 年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について御説明いたします。

43 ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、均等割が10%、人口割及び搬入割がそれぞれ45%、人口割は令和6 年4 月1 日を基準日とする住基人口で、搬入量は可燃ごみの令和5 年度実績によるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が13 億5,999 万1,019 円、深谷市が10 億961 万61 円、寄居町が2 億8,058 万3,920 円、計26 億5,018 万5,000 円でございます。

以上で議案第2 号の説明を終わります。

続きまして、44ページをお願いいたします。議案第3号 令和7年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について御説明をいたします。

45ページに参りまして、表を御覧いただきたいと存じます。負担割合は先ほどと同様で、搬入割は不燃ごみの搬入量によりますが、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が2億5,505万9,058円、深谷市が2億496万7,793円、寄居町が5,723万1,149円、計5億1,725万8,000円でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

46ページをお願いいたします。続きまして、議案第4号 令和7年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について御説明いたします。

47ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は可燃物処理施設管理運営費と同様で、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が7,400万4,804円、深谷市が5,188万6,335円、寄居町が1,494万3,861円、計1億4,083万5,000円でございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

48ページをお願いいたします。続きまして、議案第5号 令和7年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について御説明いたします。

49ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は先ほどと同様で、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が3,949万4,461円、深谷市が2,931万9,315円、寄居町が814万8,224円、計7,696万2,000円でございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計について御説明いたしますので、表紙にナンバー3と表示のあります特別会計予算書を御覧いただきたいと存じます。

1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算で、総額を352億4,534万6,000円と定めるものでございます。この内容につきましては、後ほど御説明いたします。

第2条は債務負担行為でございますが、別表により申し上げますので、4ページをお願いいたします。第10期介護保険事業計画策定事業は、令和9年度から11年度までを期間とする第10期計画の策定のため、実態調査から内容分析、計画の策定までを今年度から来年度にかけて行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、第3条は歳出予算の流用で、保険給付費について、同一款内における各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

次に、予算の内容について御説明いたしますので、6ページ及び7ページをお願いいたします。総括でございますが、歳入歳出それぞれの合計は、前年度と比較し、10億5,515万7,000円、率にいたしまして3.1%の増で、現在の第9期介護保険事業計画の財政フレームに沿った形で予算編成を行ったところでございます。

次に、予算の主な内容について歳出から御説明いたしますので、恐縮ですが、20ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、次のページにわたりますが、介護保険業務を担当する常勤職員23人分の給与等及び会計年度任用職員30人分の報酬等でございます。なお、会計年度任用職員につきましては、昨年度と同数の体制を予定しております。

次に、21ページをお願いいたします。事業名、介護保険業務経費は、次のページにわたりますが、主に介護保険システム使用料や事務機器借上料など、介護保険事務全般に係る経常的な事務経費でございますが、12節委託料の説明欄一番上の委託料は、介護保険システム標準化に係る費用、第10期介護保険事業の計画策定に係る実態調査等に要する経費でございます。

23ページをお願いいたします。2項徴収費でございますが、1目賦課徴収費の事業名、賦課徴収経費は、納入通知書の発送や保険料収納に要する経費、また2目滞納処分費の事業名、滞納処分経費は、未納者に対する督促状の発送、電話催告、資産調査などに要する経費でございます。

24ページに参りまして、3項1目介護認定審査会費の事業名、認定審査会経費は、介護認定審査委員140人分の報酬を初めとした審査会の運営に要する経費でございます。

次の2目認定調査費の事業名、認定調査業務経費でございますが、11節役務費のうち、25ページに参りまして、説明欄の一番下の手数料は、要介護度の認定資料に必要となる主治医意見書の作成手数料でございます。

次に、12節の委託料の説明欄の下調査委託料は、民間事業所等に認定調査の一部を委託するものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの認定を受けた要介護者が利用する介護サービスに対する給付費で、1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護、福祉用具の購入や住宅改修、ケアプランの作成など、居宅サービスに係る給付費でございます。

次の2目地域密着型介護サービス給付費は、認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護等のサービスに係る給付費でございます。

次の3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等への入所など、施設サービスに係る給付費でございます。

29ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1または2の認定を受けた要支援者が利用する介護予防サービスに対する給付費でございます。

31ページをお願いいたします。4項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用した際の自己負担額が、所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合に利用者の負担軽減を図るため、超過分を支給するものでございます。

32ページに参りまして、5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯内で、医療費と介護サ

ービス費に係る自己負担分の合算額が所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合に、医療、介護の両保険から超過分を支給するもので、介護保険からの支出分でございます。

33ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費は、低所得の方の負担軽減を図るため、施設利用の際の食費及び居住費の負担限度額をあらかじめ引き下げて設定し、その差額分を施設に給付するものでございます。

次に、34ページに参りまして、3款地域支援事業費でございますが、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に介護予防サービスの提供を行うとともに、要介護状態となった場合でも住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業で、事業の多くは構成市町が主体となって企画及び運営を行い、事業に係る予算は、本特別会計において確保し、執行するものでございます。

それでは、各事業について御説明いたします。初めに、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者等に対する訪問型サービス及び通所型サービスの実施に係る経費でございます。

次の2目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援者等に対するケアプランの作成等に係る経費でございます。

1つ飛びまして、4目一般介護予防事業費は、次のページにわたりますが、65歳以上の第1号被保険者を対象とした介護予防教室等の開催に要する経費でございます。

35ページをお願いいたします。2項包括的支援事業・任意事業費でございますが、1目包括的支援事業費は、高齢者の暮らしをサポートするため、専門家による窓口相談を行う地域包括支援センター16か所の運営及び地域ケア会議の充実に要する経費でございます。

次の2目任意事業費は、次のページにわたりますが、配食サービスや見守り事業、成年後見人制度の利用支援等に要する経費でございます。

36ページに参りまして、3目在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を推進する在宅医療介護連携拠点の運営経費でございます。

次の4目生活支援体制整備事業費は、在宅生活の中で軽度の支援を必要とする高齢者のニーズに応えるため、その担い手の発掘や養成、ネットワーク化等、支援体制の整備に要する経費でございます。

37ページをお願いいたします。5目認知症総合支援事業費は、保健医療・福祉の専門チームにより、認知症の早期における支援等を行うための経費でございます。

次に、38ページに参りまして、4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金は、基金の運用益を見込み、これを積み立てるものでございます。

39ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は、死亡、転出等により過誤納となりました過年度分の保険料の還付金でございます。

次に、40ページに参りまして、6款予備費は、不測の支出に充てるため計上するものでございます。

歳出の説明は以上です。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げますので、恐れ入りますが、前に戻りまして8ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、現年賦課分及び滞納繰越分として納付いただく保険料の見込額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。2款分担金及び負担金、1項負担金は構成市町からの負担金で、1目介護保険負担金は保険給付費に対する負担金、2目事務費等負担金は人件費及び業務経費等に対する負担金、3目及び4目の地域支援事業負担金は構成市町で実施する各事業に対する負担金、5目低所得者保険料軽減負担金は低所得者の保険料の軽減分に対する負担金でございます。これらの負担金の内訳につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、10ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は保険給付費に対する負担金で、負担割合は、居宅介護サービス分が20%、施設分が15%でございます。

次の2項国庫補助金、1目調整交付金は、全国の保険者の財政格差の調整を図るためのもので、第1号被保険者の後期高齢者加入割合や所得状況などに応じて交付されるものでございます。

その下の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に対する交付金で、負担割合は、地域支援事業費の20%を基本に調整交付金の交付割合が加算されます。

11ページをお願いいたします。3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、負担割合は38.5%でございます。

次に、12ページに参りまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料を財源に、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費の27%が交付されるものでございます。

その下の2目地域支援事業支援交付金についても、同様に地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の27%が交付されるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は居宅介護サービス分が12.5%、施設分が17.5%でございます。

次の2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に要した費用の12.5%が交付されるものでございます。

14ページに参りまして、2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等に要した費用の19.25%が交付されるものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、

介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

次に、16ページに参りまして、7款繰入金、1項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金は、第1号被保険者保険料の不足額について、準備基金から繰り入れるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。8款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

続きまして、50ページをお願いいたします。続きまして、議案第7号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金につきまして御説明いたします。

51ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、介護給付費見込額の12.5%に対し、令和5年度決算における市町ごとの構成比をそれぞれ乗じるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が21億9,041万7,779円、深谷市が15億1,456万7,299円、寄居町が4億2,865万8,922円、計41億3,364万4,000円でございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

52ページをお願いいたします。続きまして、議案第8号 令和7年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について御説明いたします。

53ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、均等割が10%、総人口割及び高齢者人口割がそれぞれ45%で、人口は令和6年4月1日を基準日といたします。これにより算定される負担金の額は、熊谷市が3億7,840万2,535円、深谷市が2億8,402万7,712円、寄居町が8,818万4,753円、計7億5,061万5,000円でございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

54ページをお願いいたします。議案第9号 令和7年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について説明いたします。

55ページに参りまして、表を御覧いただきたいと存じます。負担割合は、介護予防・生活支援サービス事業の見込額の12.5%、また包括・任意事業の見込額の19.25%に対し、令和6年4月1日現在の市町ごとの高齢者の人口の構成比をそれぞれ乗じるもので、これにより算定される負担金の額は、熊谷市が1億929万5,042円、深谷市が7,961万1,778円、寄居町が2,087万3,180円、計2億978万円でございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

56ページをお願いいたします。続きまして、議案第10号 令和7年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について御説明いたします。

57ページに参りまして、表をお願いいたします。保険料の軽減額は、第1段階から第3段階においてそれぞれ定められ、これに市町ごとの対象人数を乗じた金額が負担金となります。これにより算出される負担金の額は、熊谷市が1億8,311万4,760円、深谷市が1億2,588万2,920円、寄居町が3,734万1,320円、計3億4,633万9,000円でございます。

以上で議案第1号から議案第10号までの説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより10件に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

○6番権田清志議員 事務局には丁寧な御説明ありがとうございました。1つ質問させていただきます。

予算書のナンバー2、一般会計予算の22ページでございまして、管理者からでもございましたけれども、次期処理施設建設準備事業の件でございます。この中の委託料が3年目だということでございすけれども、ある程度その状況が変わった中で委託内容、業務内容に変化はあるのかお伺いします。

○清水建設準備課長 お答えいたします。

これまで令和4年度から6年度の3か年で事業を進めてきたものが、一応今年度で切りがつけます。7年度につきましては、令和6年4月にこの廃棄物処理施設建設に係る国交付金の交付要綱の一部改正などに伴いまして、施設規模の見直しが必要になったことから、これまで積み上げてきた成果について、その改正に伴う見直しにより修正業務を行ってまいります。

○4番白根佳典議員 すみません。着座でよろしいですか。

次期処理施設建設準備事業の12節委託料ですけれども、環境影響評価等々ということで御説明があったのですが、これは具体的にどういうことをなさるのかということと、その先ほどの権田議員の指摘、変わってきてというところで、江南等との関係がどうかというのを御説明いただけますか。

○清水建設準備課長 お答えいたします。

対象となる施設につきましては、次期処理施設で予定している2施設になります。環境影響評価の内容といたしましては、これから造る施設がどのように近隣に環境の影響を及ぼすかどうかを調査するものでございまして、先ほど申し上げた交付金に係る要綱の改正に伴い、進めてきた規模の見直しにより、施設の排ガス量なども変わってきますので、その変わった内容で再度評価をし、見直しを進めるものでございます。

江南センターにつきましては、新施設では建て替えの予定がございませんので、対象外でございます。

以上です。

○4番白根佳典議員 予算書の、2つの基金、一般会計のほうですね、2つの基金を運用なさっていると思いますけれども、その基金残高について、どこかで区切りになって直近ということになるのか、決算時なのか、基金残高が分かるようでしたらお願いします。

○野中事務局次長兼総務課長 基金の残額ということで、確定した額によりますと、令和5年度末で、ごみ処理施設整備基金の残額が11億4,854万24円になります。合わせまして、不燃物処理施設建設基金が、5,357万9,936円、以上でございます。

○13番清水健一議員 令和7年度の予算の一括ということで、大里広域の方向性が決まった中で介護保険でいえば地域密着サービスとか、圏域内の方々に影響がある部分がたくさんあると思うのです。その時期は先ですけれども、心配される方が多いと思うのです。地域密着サービスとか特に今後どうなるのかとか、あるいは介護保険であれば熊谷市の方が深谷の施設に行っている方もいますし、寄居の方が深谷に来ている方もいますし、将来自分たちはどうなるのだろうとか、御家族の方が心配される部分があると思うのです。そういう部分は、大里広域としてしっかりとチラシなりで、皆さんに分かるようにしなくてはいけないと思うのです。その予算がどこにも入っていないので、どのように動かれるのか伺います。

○斉藤介護保険課長 お答えいたします。

地域密着事業につきまして、利用者の方の影響等もいろいろ考えられるという御質問だと思うのですが、その辺につきましては、また今後各市町と協議をいたしまして、今後どういった体制で事業を行っていけばいいのかというところを詰めまして、住民の方への適切な周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番清水健一議員 できるだけ早くやらないと、特に御家族の方とか心配すると思うのです。ですの、で、早急にその辺は検討していただきたいというのと、令和7年度の予算なので、同じような流れですけれども、今後移行しているプランづくりをしなくてはいけないと思うのです。それは本当に早く着手しないと、いつ誰が何をして、どういうふうに住民に、圏域の人たちにお知らせするのか、どの段階がいいのかというプランづくりをしなくてはいけないと思うので、その予算も入っていないのですけれども、どうされるのか伺います。

○高橋事務局長 お答えします。

先日、各市町におきまして、この大里広域において実施している事業の承継時期を明記した協定が締結された報告を受けました。そこから今回の定例会までとなりますと、議題となる当初予算につきましては、予算編成上の関係からどうしても年内に各市町を経て編成作業を進めさせていただいてるので、その後にこういった協議が整いましたが、この件を反映させることが時間的に不可能でございました。したがって、必要に応じて来年度の中で対応が必要だと思われるものにつきましては、補正予算等の計上などで議会のほうに諮らせていただきたいと思います。

また、先ほど介護保険課長のほうから説明がありましたけれども、それについても各市町との協議を経て、住民の皆様にご迷惑のかからないような体制に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○4番白根佳典議員 介護保険についてお伺いしたいのですが、先ほど事務局長から御説明もありましたけれども、この予算編成の後に方向性が出ているということで、私も前回の議会で一般質問させていただいたのですが、介護保険の訪問介護事業が大丈夫なのかなという問題意識を持っ

ている中で、各自治体ごとの訪問介護事業所の数が分かるようでしたらお願いしたいのですけれども。

○齊藤介護保険課長 お答えいたします。

各自治体ごとの訪問介護事業所の数という御質問でございますが、まず大きなところから申し上げますと、3月1日時点でございますが、さいたま市291事業所、川越市83事業所、川口市127事業所でございます。ちなみにこちら大里広域管内は89事業所となっております。大きなところで申し上げました。

以上でございます。

○4番白根佳典議員 大変丁寧な説明ありがとうございます。私が聞きたいのは、この大里広域内の各自治体ということをお願いできればと思うのですけれども。

○齊藤介護保険課長 お答えいたします。

こちらの広域の管内ということで、熊谷市45事業所、深谷市35事業所、寄居町が9事業所、合計で89事業所でございます。

以上でございます。

○黒澤三千夫議長 ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより10件を順次採決いたします。

議案第1号 令和7年度大里広域市町村圏組合一般会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次、議案第2号 令和7年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次、議案第3号 令和7年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金につ

いて、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次、議案第4号 令和7年度大里広域市町村圏組合長寿化施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次、議案第5号 令和7年度大里広域市町村圏組合新施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次、議案第6号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次、議案第7号 令和7年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次、議案第8号 令和7年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次、議案第9号 令和7年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次、議案第10号 令和7年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

△議案第11号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算
（第2号）

○黒澤三千夫議長 次、日程第6、議案第11号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）及び議案第12号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○高橋事務局長 ただいま議題となりました議案第11号及び議案第12号につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第11号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）について説明いたしますので、表紙にナンバー4と表示のあります一般会計補正予算書を御覧いただきたいと思います。

1ページ目をお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,451万1,000円を追加し、総額を50億9,578万9,000円とするものでございます。

次に、予算の内容について歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、事業名、管理運営経費の積立基金は、前年度繰越金をごみ処理施設整備基金に積み立てるため、追加するものでございます。

次に、歳入につきまして申し上げますので、6ページをお願いいたします。6款繰越金は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたしますので、表紙にナンバー5と表示のあります介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,807万1,000円を追加し、総額を353億2,389万1,000円とするものでございます。

次に、予算の内容について歳出から御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。4款1

項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業は、前年度繰越金等を同基金に積み立てるため追加するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、事業名、償還金は、令和5年度の介護給付費等の額の確定に伴い、市町負担金の超過分を精算するため計上するものでございます。

次に、歳入につきまして申し上げますので、6ページへお戻りいただきたいと存じます。2款分担金及び負担金、1項負担金、2目事務費等負担金、4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）及び5目低所得者保険料軽減負担金は、令和5年度の事業費等の確定に伴い、令和5年度分の市町負担金の不足分を精算するため、追加するものでございます。

次に、7ページに参りまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金は、東日本大震災に伴う被災者等の方の保険料減免措置分を受け入れるものでございます。

その下の6目介護保険災害臨時特例補助金は、先ほどと同様、被災者の方の保険料減免額分を受け入れるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。8款繰越金は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第11号及び議案第12号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時08分 休 憩

午後 3時17分 再 開

○黒澤三千夫議長 休憩中の会議を再開いたします。

それでは、2件に対する質疑に入ります。

ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第11号 令和6年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次、議案第12号 令和6年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

△議案第13号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

議案第14号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例

○黒澤三千夫議長 次、日程第7、議案第13号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例から議案第15号 大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○高橋事務局長 ただいま議題となりました議案第13号から第15号までについて、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第13号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例と議案第14号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例は、関連がございますので、併せて御説明をいたします。

資料ナンバー6と表示のあります議案書1ページと、それに3ページをお願いいたします。あわせて、資料ナンバー7と表示のあります参考資料の29ページと31ページ以降に、条例案の新旧対照表と条例の要旨を掲載しておりますが、説明に当たりましては条例の趣旨により申し上げますので、参考資料は30ページと32ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、1、改正の趣旨でございますが、第208回国会において成立いたしました刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律、以下併せて改正法といたします、は、令和4年6月17日に公布され、一部規定を除き、令和5年11月10日に

公布されました刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令によりまして、令和7年6月1日から施行されることとなりました。

改正法は、懲役及び禁錮を廃止、これらに代えて拘禁刑を創設するなどを内容とするものでありますから、改正法の施行までに、条例中の懲役、禁錮を拘禁刑に改める等の改正を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、(1)は懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することに伴い、条例中の懲役、禁錮を拘禁刑に改める等の改正を行うものでございます。

(2)は、刑法等の一部改正法等の施行前にした行為の処罰及び人の資格に関する法令の規定の適用等について、所要の経過措置を設けるものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、令和5年11月10日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令に基づき、令和7年6月1日とするものでございます。

議案第13号及び議案第14号の説明は以上です。

続きまして、議案第15号 大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書の4ページをお願いいたします。あわせて、参考資料の33ページ以降に新旧対照表と条例の要旨を記載しておりますので、参考資料の35ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、1の改正の趣旨でございますが、厚生労働省令の一部改正に伴い、当該省令と同様に改めるものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、地域包括支援センターにおける職員配置につきまして、地域包括支援センター運営協議会が認めた場合は、常勤換算方法により職員の配置ができること、また地域包括支援センターの複数の圏域を1つの圏域とみなして、柔軟な職員配置を可能とするものでございます。

参考資料の36ページを御覧いただきたいと存じます。上の図は、常勤換算方法による職員配置のイメージでございますが、図にございますように、常勤の保健師が欠員となった場合、非常勤の保健師2名を、週3日勤務と週2日勤務で雇用することにより欠員を解消するものでございます。

下の図につきましては、複数圏域を1つの圏域とみなし、柔軟な職員配置を可能とするイメージでございます。右側の改正後の例では、3つの圏域を1つの圏域とみなしまして、地域の実情に応じて職員の柔軟な配置を可能とするものでございます。

35ページに戻りまして、3の施行期日でございますが、公布の日からとするものでございます。

議案第15号の説明は以上です。

以上で議案第13号から議案第15号までの説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○黒澤三千夫議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより３件に対する質疑に入ります。

ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

それでは、これより３件を順次採決いたします。

議案第13号 大里広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例、
本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次、議案第14号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例、本案につ
いて原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次、議案第15号 大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係
る人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成
の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

△議案第16号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

○黒澤三千夫議長 次、日程第8、議案第16号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について
を議題といたします。

職員が議案を配付いたします。

〔議案配付〕

○黒澤三千夫議長 配付漏れはございませんか。

それでは、本案について提出者の説明を求めます。

○**小林哲也管理者** 資料ナンバー 8、議案第16号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして御説明申し上げます。

本組合公平委員会委員であります中澤実氏が、令和 6 年12月21日に辞職されましたので、新たに本塚英之氏を選任いたしたく、本案を提出するものでございます。

本塚氏は、熊谷市銀座にお住まいの49歳の方で、MMG 税理士法人で代表社員をされている税理士でございます。また、令和 6 年12月から熊谷市公平委員会委員を務められています。

何とぞ議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○**黒澤三千夫議長** 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○**黒澤三千夫議長** 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○**黒澤三千夫議長** 御異議ございませんので、討論を省略することに決定いたしました。

これより本案を採決いたします。

議案第16号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起 立 全 員〕

○**黒澤三千夫議長** 起立全員であります。

したがって、議案第16号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時32分 休 憩

午後 3時39分 再 開

○**黒澤三千夫議長** 休憩中の会議を再開いたします。

△日程の追加

○**黒澤三千夫議長** お諮りいたします。

先ほど、三浦和一議員、清水健一議員、原口孝議員から、議提議案第 1 号 大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

本件を日程に追加し、直ちに議題としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議提議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

職員が議事日程を配付いたします。

〔資料配付〕

△議提議案第1号 大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条
例の一部を改正する条例

○黒澤三千夫議長 次、日程第9、議提議案第1号 大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題といたします。

職員が議案を配付いたします。

〔資料配付〕

○黒澤三千夫議長 それでは、書記が議案を朗読いたします。

なお、提出者及び提案理由のページを朗読することにいたします。

〔職員朗読〕

(議提議案第1号)

令和7年3月26日

議長 黒 澤 三千夫 様

提 出 者 議 員 三 浦 和 一

〃 清 水 健 一

〃 原 口 孝

議案提出について

令和7年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会（3月26日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

〔議提議案第1号〕 大里広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例

〔理 由〕 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うため

「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴い、罰則に関する規定の整備を行うため

○黒澤三千夫議長 お諮りいたします。

本案について、提出者の説明を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議提議案第1号 大里広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒澤三千夫議長 起立全員であります。

したがって、議提議案第1号は原案のとおり可決されました。

○黒澤三千夫議長 この際、お諮りいたします。

議会運営委員会におきましては、議会閉会中に次期定例会の会期等について調査をしていただいたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○黒澤三千夫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中に議会運営委員会において調査をしていただくことに決定いたしました。

△閉会の宣告

○黒澤三千夫議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位及び管理者を初めとする関係者の皆様のおかげをもちまして、令和7年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼申し上げ、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 3時47分 閉 会